

寡婦(夫)控除のみなし適用について

問①から⑧の事業

児童福祉課 ☎(55)71118

⑨から⑪の事業

社会福祉課 ☎(55)71115

▼対象者／次のすべてに該当する方

- ・婚姻によらずに母(父)となり、その後、婚姻(事実婚を含む)をしていない。
- ・生計を一にする20歳未満の子(合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る)がいる。
- ・父の場合、合計所得金額が50万円以下に限る。(母の場合、所得制限無し)

※次の場合は対象外です。

- (1)婚姻の届出がなくても現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦(夫)控除を受けている方
- (2)生活保護受給者、非課税の方

▼対象事業／

- ①利用者負担額(保育料)
- ②児童手当
- ③児童扶養手当・遺児手当
- (受給者)同居の扶養義務者が対象
- ④特別児童扶養手当
- ⑤母子家庭等自立支援教育訓練給付金
- ⑥母子家庭等高等職業訓練促進給付金
- ⑦ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金
- ⑧小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付
- ⑨特別障害者手当

⑩障害児福祉手当

⑪経過的福祉手当

▼手続き方法／それぞれの担当課に、次の書類を添えて申請をしてください。

- ・みなし適用を希望する方および子の戸籍全部事項証明書の原本(婚姻歴がないことが確認できるもの)
- ①から⑦の事業は、有効期間内の児童扶養手当証書のコピーでも可

※本適用を受けても、条件が変わらない事があります。みなし適用の申請をする場合は、必ず事前にご相談ください。

私立高等学校の授業料等補助

問 学校教育課 ☎(55)7136

▼対象／平成30年4月1日から10月1日の間、私立高等学校、私立中等教育学校の後期課程、私立特別支援学校の高等部、私立高等専門学校(第3学年まで)、専修学校(修業年限が3年の高等課程)に引き続き在籍する生徒(専攻科、別科および通信制課程の特科生を除く)の保護者などで、次の要件に該当する方

- ・市内に住所を有する方
- ・平成30年度の市民税の課税総所得金額が50万円を超えない方

▼補助金額／私立高校生1人につき年額1万円

▼支給予定／平成31(2019)年1月31日(木)

▼必要書類など／

- ①申請書(※申請書は申請場所にあります。市ホームページからもダウンロード可)
- ②在学証明書(平成30年10月1日以降発行のもの)
- ③保護者名義の通帳(口座内容の確認できるもの)
- ④認印(朱肉使用のもの)
- ⑤その他

・市内に平成30年1月1日に住所がなかった保護者など(平成30年度(平成29年分)課税(非課税)証明書)

▼受付期間／10月1日(月)～31日(水) 午前8時30分～午後5時15分

▼申請場所／学校教育課または、文化会館(土・日曜日に限る)、佐織公民館、各支所

※閉庁・閉館日を除く。

※平成31年度から文化会館および佐織公民館での申請受け付けは行いません。

10月は「里親月間」(子どもたちの健やかな成長のために、里親になりませんか?)

問 愛知県海部児童・障害者相談センター ☎(25)81188

里親とは、さまざまな事情によって自分の家庭で暮らせなくなった子ども達を、子どもやその家族に必要な期間、温かい家庭的な雰囲気の中で養育してくださる方のことです。

愛知県では、里親になってくださる方を募集しています。

ご利用ください 税務署の相談窓口

問 津島税務署 ☎(26)2161

「インターネット上の税務相談室」

パソコンやスマートフォンから「タックスアンサー」と検索

「電話相談センター」

①津島税務署へお電話をお掛けください。

②自動音声によりご案内しますので、

[1]を押してください。

③自動音声に従って、相談したい内容の番号を選択してください。

▼受付時間／午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日および年末年始を除く。)

☐ <http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

暮らしと税金 無料税務相談会

問 東海税理士会津島支部事務局 ☎(23)0455(平日午前9時～午後3時)

税金に関するご心配なことがありましたら、お気軽に相談会場にお越しくください。

▼日時・場所／

- ・11月11日(日) ヨシヅヤ津島本店
- ・11月17日(土) 親水公園総合体育館(ねんぐ祭り会場内)

いずれも午前10時～午後2時

☐ <http://www.ta-tushima.gr.jp/>

市役所 〒496-8555(住所不要) FAX(26)1011 ☐ <http://www.city.aisai.lg.jp/>